慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	五人組帳を通じて見たる五人組				
Sub Title					
Author	野村,兼太郎				
Publisher	慶應義塾理財学会				
Publication year	1941				
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.7 (1941. 7) ,p.811(1)- 830(20)				
JaLC DOI	10.14991/001.19410701-0001				
Abstract					
Notes					
Genre	Journal Article				
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410701-0001				

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法 學 博士

小 池 隆 著

の方法

第一 確序記 第二章人と其身分 第四章機利者及び義務者の保護

第五章民法閑話

匹芝市京東 一ノ二田三

れ故、法律を食また そ、、を用ゐて 執筆されたものだからである。 得てゐなければならぬと、研究法からはじ 法なるが故に、その大要は常識としても心 い。法律に緣遠い一般人本書は法科の學生には用 にでも入り易い、裃をな民法演習も工夫され と題する、隣組の話も出れば、 閑談裡に民法の仕組を 會得させる 奇拔 法律を喰はず嫌ひの方々こそ是非御 その日から必ず民法 ものとなる。

關係深い民

一九七二(45)田三話電 〇八一八五一 京東替振

新

規格

A 總

列 • . 5

總二八

頁

刊

價 幀

Ó

送一 也 箔 0

Ш

錢 押

裝

布 圓

染 錢

天 判

めて 賣買・結婚・出生と 人事百般に がずつと身邊に 一讀をお奬めしたい。

號

一田學會雜誌

第三十五卷

五人組帳を通じて見たる五人組

活共同體で、組合員の火水盗難・鰥寡孤獨・身寄薄き考幼の救助などはもちろんのこと、 も拘らず、氏は「近世の五人組のごときは、親類以上の親和性をもつてゐる」と斷定し、その例證として、 を知つた。同氏は五人組帳を相當深く研究され、それに關する好箇の論文をも發表されてゐるのであるが、それに 山の制定した享保元年の米澤藩の商戸伍什組合掟書を引用して、「隣保は家族のごとくに日夜 の 全生活にわたる生 指摘して置いたが、最近桑原三郎氏の「隣保制度槪説」なる一書を見たところ、驚くべき妄斷と敢てしてゐること 五人組帳前書に掲げられた諸條項が、 五人組帳を通じて見たる五人組 殆ど實施されたものでなかつたことは、すでに前號掲載の拙稿においても すべての點について協力共 上杉鷹

於ける大部分の國民の信條といつてよい」(同書一〇頁)といはれてゐる。 されば、前掲の米澤藩の伍什提に「五人組は・・・・家族のごとく」とあるのは單なる理想ではなくして、むしろ當時に 助の誠をつくすのであるから、他の組に編入されてゐる親類以上の强き親和性がたもたれてゐたのも當然である。

澤潔において少なくともかくる相互扶助が行なはれてゐたと考へるならば、それは事實を歪曲せるものに過ぎない る関民の信條であるといつてゐる點に抜け道がないではないが、何故今日になつて急に德川時代の五人組制度に激 した理想的なものでもなく、又徳川時代の人間も決してかく單純なものでなかつたことも明かである。 賞の言葉を送らなければならないのか、その理由を怪しむ。少なくとも現實に資料の示す五人組制度は決してさう し、又鷹山侯が救民にあれだけの努力を拂ふ必要もなかつたらう。尤も桑原氏も事實とはいはず、單に當時におけ 氏が本當にかく徳川時代の五人組制度が理想的なものであつたと信じてゐるのであらうか。もし氏の引用せる米

としての價値を十分に評價して、然る後にてれを使用するならば、その實相を知る上に役立つことが大であらう。 をもつてしても明かであるが、假令五人組帳を基本として五人組を論じたとしても、その資料たる五人組帳の資料 る疑問である。況んや五人組帳前書のやうな規定がすべての地方にあつたかどうかといふ點になるとさらに一層疑 人組制度の存してゐたことも認められる。しかしそれらの五人組が常に永續してゐたかどうかといふ點になると頗 今日かれかれが利用し得る五人組帳がかなり廣い範圍に各地に殘存してゐることは事實であり、從つて各地に五 五人組制度の本質を知らんとする際に、單に五人組帳の前書だけを以つて推斷することの危險なことは、この例

間である。この點はすでに抽稿「五人組帳の形式」(本誌第三十五卷第二號)中にも指摘して置いたから繰り返さな いが、現存の五人組帳の地域別を以つてしても、ある程度まで窺知し得る。

私の蒐集し得た五人組帳を國別にすれば、次ぎの如くになる。但し同一村に屬する年代の違つたものはこれを算

武藏國(三十)人ヶ原村、四條村、不動院野村、角等村、澤井村、麥倉村、中藤村、下師岡新田、宇津木村、西大輪村、 田村、上長淵村、下長淵村、古新田村、藤塚村、牛嶋村、樋道川村、勝田村、下新非村、木月村、吉羽村、染谷村、 即村、蕨宿、小丹波村、赤澤村、本川俣村、鎌倉村、傍示堂村、江和井村 #

上總國(十一)小佐賢村,戶田村、飯富村、高柳村、 - 總國(十一)三ッ堀村、屛風村・神浦村、三輪野山村・海神村、僑田村、下坂尾村・坂尾村・欠眞間村、百戸村、大畔新田 **强間村,不入斗村新田、岩崎新田,栗生村、神納村、不入斗村、庄司村**

上野國(九) 上野尻村、狸塚村、宮田村、太田村、尾島村、中根村、岡取村、北大島村、中野谷村

信濃國(四) 下野國C八)上泉村、大久保村、上籠谷村、加倉村、臺菊田、三拜河岸村、下田原村、出游村 **花見村、茂澤村、燒山村**

相模図(二) 妻田村、鎌倉小町村) 美濃國〇〇 野一色村

大和國(1) - 笠村

羽前図(一) 中村

五人組帳を通じて見たる五人組

遠江國、一) 高嶋村

が關東において隆盛であり、他の地方において行なはれなかつたとはいひ得ない。しかし穗積博士の蒐集された五 これも亦武蔵國が他と比較にならぬくらゐ多い。 人組帳においても同様の傾向が見られる。卽ち武蔵二十九、越後五、羽前、下總各四、越前、陸奥各三、三河、攝 する目的をもつて集めたのではなく、 でれに依れば武蔵國が壓倒的に多く、頗る偏在してゐることは明かである。しかし私は五人組帳を全國的に蒐集 遠江、伊豆、羽後、信濃、讃岐各一である。同博士の蒐集と私の分とは一つも重復してゐないが、 他の資料蒐集中に自然と集まつたものに過ぎないから、これを以つて五人組

制度が幕府の統治方針の基本であつたことを證するものである。 五人組帳を盡く算へ擧げたならば、相當廣範圍に亘り、五人組帳を發見し得よう。 稿「五人組帳前書について」にも述べてあるやうに、天領において特に前書の箇條の詳細なのと同様に、所謂五人組 大體において徳川幕府に緣故ある地方において五人組制度が最も强化されてゐることは明白であり、前號掲載の拙 ◆地方は少なくない。「愛知縣現存五人組文書集」には三河國十八、尾張國三を掲げてゐるし、各地方誌の掲載する 度との間に、 かく武蔵國、 特別の關聯の存することを示唆するものであらう。勿論その他の地方においても五人組帳の發見さる 即ち幕府の所在地に五人組帳が最も多く殘存してゐるといふことは、幕府の政治的方針と五人組制 しかし假令それらを通算しても、

從つて天領と私領との間に、五人組に對する態度が相當相違するところが認められる。幕府が五人組に對して求

以つて、 果はなかつた。又これらを發布しなかつた諸侯は幕府のやうに五人組制度に對して熱心ではなかつたやうである。 るところが、他の五人組帳前書と異ならざるを得ない所以も明かであらう。しかしこの種の五人組法令はあまり效 段に利用せんとしたことも認められる。米澤藩の伍什制度や、庄内藩の五人組帳、高松藩の五人組法令等がそれで 技術にあつては、五人組制度の如き協力組織を絕對に必要とした。故に上から强制的に命ぜられた五人組制度の有 むるところ 村的結合にある點においては甚だ惡い影響を與べてゐる。「まき」の發達してゐた新潟縣岩船郡關谷村大字金丸に五 無に拘らず、わが農村にあつては何らかの協力組織を有してゐたのである。所謂五人組制度の如きは却つてこの農 も農民の困窮の甚だじくなつた天明五年、享和元年、文政二年等の創作であることに注意すれば、それらの意圖す あつた。從つてそれらは多く簡單である。隣保相助け、 ある。それらは法令を下に知らしめんがための「前書」といふよりも、むしろ封建治下の人民の心得を諭すといふに とも受けてゐたから、同樣の目的の下に、五人組制度を支持せんとしたことであらう。しかし諸侯にあつては、慕 人組制度の形跡が見られなかつたとしても、それは不思議ではない。又農村において今日まで五人組制度が殘存し しかし後にも述べるつもりであるが、〇一)徳川時代のやうな社會狀態にあつて、又〇二)わが國の如き農業の生産 これを維持せんとしたのである。勿論私領の場合にあつても、封建治下ではあり、かつ中央の影響も多少 の點について熱心ではなかつた。と同時に、儒教の影響を受けた名君賢侯が、五人組制度を民衆教化の手 は、前掲拙稿において述べたやうに、封建的警察統治の一細胞としてであり、 一家の如く親睦なれと强調するのであつた。それらが何れ 相互監視と聯帶責任とを

五人組帳を通じて見たる五人組

とにして、 てゐるととも當然のことである。それらの點については他日農村における自治的諸規定を發表する際に關說する とゝではさらに五人組帳そのものについて検討を進めよう。

| Pag

る。しかし多くの百姓は名主に印形を預けて置くやうなことも少なくなかつた。このことは多くの前書に は組頭の手許に置かれてある控帳であるがためかとも考へられる。偶と捺印の際、印形を忘れて來た百姓もあり得 題にならない。五人組名前書が主として檢討の對象となる。多くの五人組帳の名前書には屢々印形の捺されてゐな い者を發見する。とれはわれ (一の入手し得る五人組帳の多くが、正式に役所に提出した分でなく、名主•庄屋、又 五人組帳を調査してゐるうちに、氣のつくことは、その組合員の構成についてである。これは五人組帳前書は問

帳に付、年寄井百姓者名主に見せ候て、名主方にて帳に付、其印形用可申候、井印形仕候儀其身差合不能出候節者親子兄 名主百姓印形之儀自分にて替申問敷候、岩取落候敷。又者替候はで不叶儀に候はず、名主は改候印鑑差出、御役所へ御

り得る。かくいろいろな場合が考へられるが、今座右に存する主なる五人組帳について、少しく考察して見よう。 て捺印のないことは、何か意味があるやうに考へられる。又遠方に旅行してゐるために捺印出來なかつた場合もあ と嚴重に規定してゐるが、實際にはかなり粗漏に扱はれ、名主の手もとに預けて置いたと思はれる點がある。從つ 相模國愛甲郡婁田村の五人組御改帳を見ると、七人組一、六人組五、五人組八、四人組四、三人組一の十九組か

當としない。後にも掲げるやうに、非常に多いのや、少ないのが發見される。この點については、 印なき者を含んでゐる。その數は十九戸に及んでゐる。何れもその下に、「潰」と記してある。印形があつて、 に指摘されてゐる點であるから、繰り返さない。とれら十九組のうち全部捺印のあるものは九組、他の十組は皆捺 戶については、「潰ニハ無御座候」、「當時相立候、潰ニハ無御座候」などといふ張紙が貼付されてゐる。 らなる。五人組は名稱の如く、五戸から成るのを原則としてゐるが、實際の狀態は必ずしも五戸宛にすることを適 上に「潰」と記してあるもの一戸を加へると、總戸敷九十六戸中、二十戸まで潰れたことになる。然るにそのうち五 とのととに依つて印形無き者はその家が潰れたものと見るべきかどうか。一概にはいひ得ないが、ある村にの

るが、この十四年間における無印の者を調べて見ると、次ぎの如くになる。 上總國望陀郡飯富村の五人組合帳は嘉永五年、安政五年、文久四年の三冊、組分けを記してある分が殘存してゐ

へきし 玉 人		(二) 六人		<u>ب</u> در	, 所屬組入數·	
	兵	五.	彦 右 鵆 門	右衞	印形者名	
	ナ	,	ナシ		嘉永五年	なるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	,			7	政 五	
	<i>y</i>	y	ナ	у 7	年 文 八 四 年	
	~ ~					

五人組帳を通じて見たる五人組

五. 四

五、六

八

平多權喜四茂德藤傳利長孫源庄 右 左 ^郎 左 右 左 左 衛 衞 衞 衞 衛 間 門 門 次 衞 衛 助 門 門 八

Æ.

一人

六 五 五 五

人人人人

○元.

31. 31.

人人

五 五 五 八 二 五 五 八 八 二 五 五 八 八 二 二 本 高 門 門 衛 一 門 門 衛 一 門 門 衛 *I*. *I*. 六 六 六 五 人人 人人 人人

华久华久三久八德仁武八 右 郎 年 年 衛 衛 間 門 衛 三 三 兵

八一九

会会步

五人組持である。五人組持と記してない無印の者が二三あるが、その理由は明かでない。嘉永四年以後の同村の五 (一六)五人、無印なし、(一七)七人のうち二人、(一八)九人のうち七人、(一九)五人のうち一人、(二〇)八人のう ち四人・(二一)十一人のうち六人、(二二)六人のうち四人といふ多數である。總計百四十三月のうち五十九までが 人組御仕置帳を見ると、五人組持と記してある者でも印形のあるものがあるが、その印形は同じ組の他の印形と等 人のうち八人、(「二)六人のうち三人、(一三)四人、無印なし、(一四)六人のうち二人、(一五 四人のうち二人、 人のうち一人、(七)五人のうち二人、(八)六人のうち二人、(九)七人のうち二人、(一〇)七人のうち三人、(一一)十 人のうち二人、(二)七人のうち三人、(三)は六人のうち一人。(四)五人、無印なし、(五)八人のうち四人、(六)四人 下新井村弘化五年の五人組御仕置帳には、無印の者の頭に「五人組持」と記してある。その數も相當多い。(一)は七 持分、田地その他の貢租負擔等が五人組仲間に負はされてゐたと解し得るやうな一例を掲げよう。武蔵國埼玉郡持分、田地その他の貢租負擔等が五人組仲間に負はされてゐたと解し得るやうな一例を掲げよう。武蔵國埼玉郡 をほかうした表をいくつか作成することは出來るが、繁雜に過ぎるから省略する。

唯最後にこれらの印形無き者 大體とれを潰百姓と見るべきかどうか問題であらう。潰れとは何を意味するかも、なぼ考慮の餘地がある。 三囘に亘つて印形の缺けてないものは、僅かに六組に過ぎない。三囘とも印形のない者は十七名で 如何なる理由たるとを問はず、その五人組帳作成の際在住してゐなかつた者と見てよからう。 なほその村に水香・小作人として在住するのならば、五人組帳に印形の捺せない筈がない。 要す その村に住居してゐないととを示すととになる。それが潰れであると、逃走である

しい。從つて無印と同じと見ていくことになる。

られてゐる。さらに武藏國埼玉郡古新田の文政十三年の分について、宗門人別帳と五人組帳とを對比した結果は次 ぎの如くである。 合においても、宗門人別の方には「潰百姓」として總人數から除外してゐる者を、五人組帳の方では一戸として擧げ 帳とが一緒になつてゐるので、このととを證明するのに好都合である。 弘化五年と文久二年と二冊あるが、何れの場 それだけで組合員數を決定し得ないととになる。上總國市原郡不入斗村永藤については、宗門人別帳と五人組高改 これに依れば十人の組合から成るものでも實際は二名といふやうなことさへ起る。從つて組合員の名前を算へて、

のでも、五人組帳の方には何の説明もなく、名を掲げ、しかも印形が捺してある。 (一)宗門人別帳の方には家として名前だけは擧げてはあるが、その人間はゐず、年齡その他一切記してゐないも

帳の方が男子ばかりになつてゐる場合には怪しいと見て差支へない。 る場合も少なくない。勿論すべての五人組帳について、同年の宗門人別帳を有するわけにはいかないから、五人組 の名前になつてゐる。但しこの第二のははどちらかといへば、古新田の方が例外で、後家又は娘の名前になつてゐ (二)宗門人別帳の方では當人が死亡し、後家もしくは娘になつてゐる場合でも、五人組帳の方では死んだ前戶主

は單に宗門改人別帳とのみ對比したに過ぎないが、その人別帳そのものも、多くの不在人物を掲げてゐ 又は死亡した人名をそのまゝ五人組帳に恰も存在してゐるかの如くに記載してゐるのか。又

組帳に出てゐる人名をさらに他の資料に據つて檢討するならば、さらに多くの不在者が掲げられてゐることになら ることは、私がすでに他の論文で述べて置いた。抽著「徳川封建社會の研究」一四一頁その他参照」。從つてもし五人 五人組提のうちに左の如き規定があるからだと考へられる。

9一、小百姓退轉いたし候跡之田地を持添にいたし候事、御法度之旨年來彼 - 仰付候通、率得共意候、前×より百姓一軒分之 跡者。死失候共、百姓を仕附、帝軒分之跡を立可申候、鄕中之計らひこ不能成候はず、家屋敷地共に書立、訴之、阎差圖 何棣之曲事にも可被仰付候、勿論相背申もの御座候はど、五人組之内より早速可申上候事 候、無其俄家をこはし取、或者四壁之竹木を伐荒し、或者共者之田地特深致し、一軒分之自姓跡を潰じ候はど、

やうなら、百姓は決して屆け出ない。表面上同家が存在するかの如くに振舞つて、その田畑等は持添へにしてしま の文書中に屢々潰百姓屆出の書類がある。しかしもしその結果債權者である他の百姓等に不利益なことにでもなる ことは殆ど不可能である。殊に退轉する者が多くなれば、

一々これを届け出ることさへ

怠ることになる。

徳川時代 がない。一度結成された五人組は代々相續して、同一の家が形成してゐなければならない筈である。しかしかかる **とれも實施し得ない多くの規定の一つであるが、もしこの規定が實行し得たならば、百姓家は一軒も減少する筈**

五人組帳は役所に屆け出る形式的なものである。形式さへ整つてゐれば、役人は鬼や角いはない。それが潰れ家 の明治八年の五人組帳中に、無印の者があり、その上に「桶川宿江全戸寄留」などと記してあるのがそれである。 明治以後の五人組中にも、本籍に依つて區別したために、不在組合員の存してゐる例がある、武駿國橫見郡江和井村

け出でんとするならば、その理由を一一間ひ質す義務がある。役人も面倒なら、百姓はさらに一層厄介である。從 つて年年形式だけを整へて届け出ることになる。宗門改入別帳にしても、五人組帳にしても、 であらうが、死亡者であらうが、名前があつて、印形が捺されてゐれば、問題はない。もしこれを正當に組替て周 すれば、直ちにそれが本當であると信ずる單純な人間は、人間としては尊重すべきかも知れないが、歴史研究者と 故にされた資料として當時の社會經濟を論ずる場合には、十分の用意が必要なのである。書いてありさへ との種のものに外な

寛政五年八月にあまりに差違を生じたためか、組合改めを命ぜられてゐる。 しその結果、不都合を來たすやうな場合には、何らかの手段を講じなければならない。下總國葛飾郡三ツ堀村では からした事情を役人が知らなかつたのではない。勿論十分知つてゐたのである。唯面倒を避けたのである。

了,常村百姓五人組之儀、先年五人宛組合置候所、百姓分家等有之、又者潰百姓等茂有之候三付、五人組合之內、過不足出

御役所ゟ相改、組替候様後一仰付候、依之村中寄合相談之上組直シ候所右之通相極申候以上与

勿論との際分家の理由 潰れの原因等質疑したわけではあるまい。要するに實際と帳簿とがあまりに齟齬を來し 組改めを命じたものであらう。

以上の檢討に依つて次ぎの如くいふことが出來よう。五人組帳に依つて見れば、あまり變化なきが如く思はれる

「誰某娘」とかい 略した實用的なものとなつてゐるのも當然である。又蕨宿の例にあつては、女戸主の名が、それは「誰某後家」とか、 だけに努めるといふわけにはいかなかつたのである。從つて五人組帳も前書つきの堂とたるものよりも、前書を省 五人組帳が印鑑證明の臺帳としても重要であつたらうし、又その必要が多かのたらうから、單に形式を整へるとと 等の五人組帳を検すると、その點は極めて明瞭である。殆ど毎年貼紙して訂正してゐる。これらの地方にあつては、 がある。この場合には「前書」中に前述のやうな規定があつたとしても、 ふ肩書を付けずに現はれてゐて、 相當の異動があつたことは明かである。從つて五人組帳の中には、毎年改更したと見られるもの 宿驛などにあつては止むを得ないことである。武蔵國豐島郡角筈村や同國足立郡蕨宿 しかもその敷が多いことも注意すべきであらう。 勿論無視するのである。殊に實際人口の動

たやうに五人組の編成も殆ど帳簿上のことだけであり、實際問題としては、殆ど意義を有さなかつたのである。多 互扶助・協同作業がなされ、その一組の代表者として五人組頭があり、これが庄屋・名主の統率の下に置かれ、五人 組が地方行政の細胞なるが如くに考へる者もあるやうだが、それはあまりに概念的にのみ見た見方である。前述し られた五人組と實際の集團生活との間には、かなりの差違があつたことが認められる。五月前後を一組として、相 くの問題が五人組に依存せず、 五人組帳を通じて見た五人組制度が頗る形式的なものに過ぎず、役人から命ぜられて、作りは作つたが、そこに作 村全體の合議に依ることになつてゐたし、叉村自體が大體今日の大字以下の小區域

に述べる聯帶責任の問題だけであるといつてもよい。 であつたから、何事につけても、 村全體として集團するのを常とした。五人組について特に問題とさるるのは、

規が直ちに實行されてゐたといふことではなく、むしろその反對の現象が存してゐたといふことを證明するもので 名主以下村役人を封建的支配者たらしむるに役立つた。殊に名主又は庄屋において、その色彩が强い。 ふととではない。五人組法規の存在が多少とも村民の生活に影響してゐたことは否定し得ない。殊に名主又は庄屋、 あるととは、すでに述べた通りである。しかしそれは五人組法規が村民の生活に何らの影響をも與へなかつたとい とのことは、五人組法規も亦これを助成してゐる。五人組帳が存在してゐたといふことは、そこに規定された法 組頭等に與へられた支配的地位、即ち村役人としての權威が身分的にも、法律的にも保障されてゐたことが、

名主が自分の一存で處罰することは出來ないが、彼が不正と見て上申すれば、結局處罰さるくことになるから、殆 ど處罰し得ると同様の效果をもつ。これらの規定に依つて與へられた權威は、 よき衣服を著用し得ること、〈三〉名主はすべての百姓の不正に對し、訓戒し、 五人組法規の大部分のものが、〈一〉惣百姓が名主に對して柔順なること、〈二〉名主及びその妻子は平百姓よりは 多くの名主がこれを利用したことは 上申し得ること等を規定してゐる。

可能である。名主が自分の都合のよいやうに、 五人組法規の大部分が實際には無視されてゐたが、その法規を生かして適用することは、支配者の都合によつて 死法を惡用した例も少なくない。從つて農村の平和を亂すやうな騷

ない。要するにそれは支配者を被支配者と同一列に置いてはならないといふ支配者意識から來たものである。 機となつたのである。名主は殆どすべて五人組の中には加はらない。その他の村役人も加入してゐない例も少なく 動が惹起した例も多い。名主は身分的にも他の百姓とは異なるといふ考へ方が、自ら百姓間に不和を生ぜしむる動

がある。 なほと」に注意すべき例がある。上總國市原郡岩崎新田と推定さる、文政十一年の五人組證文中に左の如き箇條

村内執斗方之義へ先規仕來之通り、任例ニ、勤役之者へ組合相談有之候節へ相除き可申候事」、時之名主・組頭へ五人組合之外ニ致し、万事取斗候所、此度名主・組頭、平百姓霊列ニ組立、六軒・七軒と致し差上候得共、 文政十亥年閏六月新田村之義、水野 完岐守棣御領分 - 相成、五人組證文之義も左之通相認差上申候、五人組之義是迄へ

の相談であらう。何れにしてもそとに村役人と村民との間に、支配・被支配の對立を生ぜしめた一傍證となすととが しようとする。 のであらう。「組合相談有之候節」は、名主・組頭などの加入してゐる五人組の相談の意味ではなく、村內五人組全體 來よう。かくして村民は名主その他の村役人を通じて支配さる」と共に、他方とれらの機關に依つて外部に對抗 の文言をどう解釋すべきか問題であるが、從來村役人から命を受けると一同相談の上、村役人に返答してゐた

立つ。五人組帳の「前書」が殆どすべて名主・組頭・五人組の聯帶責任を規定してゐることは、彼等をして他に對して 共同戦線を張らせるやうなことになった。 名主以下の村役人も支配的地位にはあるが、 故に時には固陋な排他的行動に出ることさへ起る。自分の部落さへよけ 同時にその村の百姓たる點において、他の村民と共同の利害關係に

爲のあつた際に特にその責に任ずるといふだけであつて、多くの場合、「五人組は申すに及ばず、一村の者共」云と と規定され、全部落の責任とされてゐる。 ればよいといふやうな態度はかなり一般的であつた。五人組法規の示す五人組の責任は自己の組合の

村では、單に漠然と名主・五人組等の責任が强調されてゐるのに過ぎないが、美濃國本巢郡神海村の如く、本人の外 に請人を立て、特に責任者を明示してゐる例もある。その五人組請狀の劈頭に、 責任を以つて貢租の滯納を極力防止する方法が講ぜられ、村全體として納入する方法が採用されてゐる。 あつては當然である。 特に聯帶責任が强調されてゐるのは貢租についてである。とのことは貢租を以つて生活の基礎とする武家社會に 貢租の負擔者は各戶であり、それぞれに割あてられてはゐるが、五人組始め一村の者の聯帶 一般の村

名主・五人組頭・小百姓迄壹人茂不殘立會、家敷・人敷・面=高付、有様=書記、强者弱者無甲乙組合、面へ諸人を立、本

と規定してゐる。その請人となる者は必ずしも五人組の隣人ではないらしく、持高の多い者は多くの者の請人に立 つてゐる。名主高橋權三郎は四名の者の請人であり、叉その名主の請人には隣村木知原村の名主が立つてゐる。要 するに漠然たる聯帶責任より一步を進めて、 具體的に證人を立て責任者を明かにして、その確實性を高めやうとし

以上の如く五人組そのものは、 個っについては、隣保相援助するととと、 相互に監視することとを行なふもので

その際五人組法規の如き、比較的村内自治の傾向の强い制度の存してゐたことは、特殊の效果を生じたと考へられ はあるが、 結局の責任は村全體に存してゐたから、村が一個の社會單位として重要な役割を演じてゐたのである。

不十分であったからである。火災に際しては全村民の出動を促がすやうな規定の存するのも、 五人組法規に盗賊・浮浪人の取締りのために、幾多の規定を設けてゐるのも、これを取締るべき中央地方の警察力が 政、警察、その他諸設備が不完全であつたからである。住民の協力なくしては治安が維持し得なかつたからである。 てゐなかつたからである。 今と」に自治的といふ言葉を使用したが、それは本來の意味において自治的であったのではない。德川時代の行 消防機關が具備され

· 一在々物さはがしき節は、つまり能所に番屋を建置、夜番を致し、其郷中は勿論、隣郷より盗人見出し、摩を立てるにお ゐでは、早速出合、捕置候様に、 名主·百姓常二心掛、油斷仕間敷候事」、

なるか

っ一 村中に火事出來申候はよ、鄕中之もの火消道具を持、かけ付、精出し消可申候、若不出合もの有之候はよ、御穿鑿之上

しかし實際にこれらの規定が實施されたかどうかは疑問である。盜賊や不審の者があつたら、見逃し・聞逃しし さうしたことまでに、専門の機闘が發達してゐなかつたから、 これを地方の一般民の責任としたので

たのであらう。 てはならぬと嚴重に規定してゐるものもあるが、それだけ自分に害が加はらぬ限り、見逃し、 聞逃すことが

である。卽ちそれらの事項については、五人組、組頭、名主等の相談を以つて解決することを奬勵してゐるのであ したことと、地方の治安維持の機關の不十分であつたこととが、農村の生活に自治的なるかの如き形態を與へたの 要するに各地に生じた小事件は、出來る限りこれをその地方限りに解決せしめ、 しかし重要な問題について惣百姓寄合相談して決議することは、決して賛成してゐないのである。 領主地頭の厄介を掛けぬやうに

「一 不依何事、神水を吞、一味徒黨仕間敷候、左樣之義仕候は、一同之者不殘曲事可被仰付候事」、

うな政治上の自治を意味するものではない。 分に都合が惡いと、百姓共徒黨を結びと訴へる名主の例は少なくない。自治的といつても、決して今日いひ得るや 一味徒黨と寄合相談とは同じくないかも知れないが、解釋の致方ではどちらにでも採れる。寄合相談の結果が自

において偏した、頭な、排他的精神ともなり、多くの缺陷を生じたことは、徳川時代の農民生活を調べた者は誰でも 係を有するといふことになり、部落民の團結力が强くなり、愛鄕心を强調したといへよう。經濟的な要素がうすく 認められる。一村が一村だけで獨立していくといふ經濟的自給自足以外に、一村落として政治的にも共通の利害關 しかしこのことが、假令中央の統治能力の不完全さから生じたにしても、村落生活に特殊の性格を與へたことは なほ同じ村の者といふてとが、强い結合の紅帶となり、 一面ぞれが有效に作用することもあるが、他面

五人組帳を通じて見たる五人組

 $\bar{\bar{o}}$

(昭和十六年六月十七日稿)

認むるところであらう。

、(前號所載拙稿八頁「二七、同九年、天領地名不詳)二十四條外に別則九條」の一行削除する。)

臺灣工業化問 題の檢討

工芸化運動の採頭

工業的發展の經過

工業化の現段階

六、結論——工業化の進路 工業化と南方資源

内地に對する農業領域としての依存的地位から、所謂日滿經濟プロック内の一員としての立場へと、昇向の線が描 かれた。との線に沿つて、臺灣經濟も亦、一の轉換期を迎へたと見られる。即ち從來の「米•糖二本建」を樞軸とす る純然たる「農業領域」形態から、新たに農業の再編成並びに近代的工業化を根幹とする段階への進展が、啓示せられ 滿洲事變を轉機とする我國內外情勢の變轉は、外地經營の上にも顯かな影響を及ぼした。一言にして言ふならば、

臺灣工業化問題の検討